

医療費控除とは？

自分自身や家族のために1年間に支払った医療費の合計額が10万円(年間の総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を超えた場合、超えた分(上限200万円)について確定申告等を行うことにより医療費控除を受けることができます。

【対象となる医療費の要件】

- ・ 納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者や、その他の親族のために支払った医療費であること。
- ・ 平成30年1月1日～12月31日に支払った医療費であること。

【控除を受けるための手続き】

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書等を申告会場で提出してください。

なお、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

「医療費控除」として認められる 介護保険サービスがあります

介護保険サービスにおいても、自己負担分について、一部「医療費控除」の対象として認められるものがあります。ただし、高額介護サービス費・高額介護合算療養費などとして払い戻しを受けた金額などは、医療費の合計額から差し引いて申告することになります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、次のものが医療費控除の対象(日常生活費を除く)となります。

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所の場合
介護サービス費・食費・居住費の自己負担額として支払った額の1/2
- ② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所の場合
介護サービス費・食費・居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画に基づき、次の①～⑥のサービスのいずれかを利用して、その利用料が医療費控除の対象となります(介護予防サービスも同様の扱い)。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導(医師などによる管理・指導)
- ④ 通所リハビリテーション
- ⑤ 短期入所療養介護(ショートステイ)
- ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

さらに、①～⑥のサービスのいずれかを利用して、次の⑦～⑭のサービスのいずれかを利用して、その利用料も医療費控除の対象となります。

- ⑦ 訪問介護(生活援助中心型は除く)
- ⑧ 訪問入浴介護
- ⑨ 通所介護(デイサービス)
- ⑩ 短期入所生活介護(ショートステイ)
- ⑪ 夜間対応型訪問介護
- ⑫ 認知症対応型通所介護
- ⑬ 小規模多機能型居宅介護
- ⑭ 地域密着型通所介護

おむつ代

要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。※2年目以降の申告で、介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書により、「寝たきりの状態及び尿失禁の発生の可能性が高い場合」に限り、医師の証明書に代えて、高齢介護課が発行する確認書類により申告をすることができます。必要な方は、高齢介護課へお問い合わせください。

要介護認定者の 障がい者控除に ついて

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障がい者手帳がなくても障がい者控除が適用される場合があります。

障がい者控除の対象となる証明「障がい者控除対象者認定書」は高齢介護課で発行しますので、お問い合わせください。

対象者

要介護認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがあり一定の基準に該当する方(認定内容で審査)

※重度の障がい者手帳(身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級)をお持ちの方は、手帳の提示により「特別障がい者控除」を受けられるため、申請は不要です。

問合わせ

高齢介護課
☎84-0649